

『妊婦のための支援給付事業』等について

平川市では、妊婦の産前産後期間における身体的・精神的・経済的負担を軽減し、妊婦や胎児である子どもの保健及び福祉の向上に寄与することを目的として、妊婦支援給付金等を支給します。

また、安心して出産・子育てができるように、助産師等専門職による相談支援等を行います。

1 経済的な負担を軽減するため 給付金等を支給します

【1回目】

(1) 妊婦支援給付認定申請 → 妊婦1人につき、**5万円**

◆令和7年4月1日以降に妊娠の届出をした妊婦が対象



【2回目】

(2) 胎児の数の届出 → 胎児の数につき、**5万円**

◆令和7年4月1日以降に妊婦給付認定を受けた妊婦が対象

◆出産予定日の8週間前の日から申請可能

【市単独事業】

(3) 平川市にここにこBaby 応援金 → 子ども1人につき、**10万円**

◆令和7年4月1日以降に出生し、出生から申請時点まで平川市に住所を有するお子さまを養育する方が対象

・他の自治体で妊婦支援給付金の支給を受けていない方が対象です。

・妊娠の届出時、妊娠8か月頃、乳児家庭全戸訪問時に助産師または保健師等が出産・育児の見通しを立てるための面談を行います。



2 妊娠中から出産後まで 寄り添った相談を行います

アンケートと面談を実施し、お話を伺いながら出産や育児について一緒に考えます。

(1) 妊娠届出時

出産に向けて、不安なことを解消しましょう。
出産への見通しを立てましょう。



(2) 妊娠8か月頃

妊娠6・7か月頃にアンケートを送付します。
また、妊娠8か月以降に2回目の面談をします。産前産後の過ごし方、必要な手続きやサービスをご案内します。

(3) 乳児家庭全戸訪問時

産後の赤ちゃんとお母さんのご様子を伺います。
産後に利用できるサービスなどを紹介します。

給付までの流れ

妊娠時：妊婦支援給付金

妊婦支援給付金(1回目)

1 妊娠届出

妊婦支援給付認定申請

- ◆ 平川市へ妊娠の届出をし、助産師等と面談を行います。
- ◆ 面談の際に、申請書(妊婦給付認定申請書)とアンケートを記入します。
- ◆ 申請後1か月程度で妊婦給付認定通知書が届きます。

2 妊娠中アンケート

- ◆ 妊娠6・7か月頃にアンケートを郵送します。



妊婦支援給付金(2回目)

3 8か月頃面談

胎児の数の届出

- ◆ 妊娠8か月頃に2回目の面談を行います。
- ◆ 面談の際に申請書(胎児の数の届出書)を記入します。
- ◆ 日程調整のため電話があります。

入院等で面談が出来なくても、支援給付の申請は、
1回目：産科医療機関で胎児の心拍が確認された日から2年経過するまで
2回目：出産予定日の8週間前の日から2年経過するまで
であれば可能です。

また、令和7年4月1日以降に流産・死産された方も申請の対象になります。
期限は、流産等をしたことが医療機関等で確認された日から2年経過する日の前日までとなります。

※妊娠届出(母子手帳交付)は電話予約が必要です

出産時：にこにこBaby応援金



1 出生届出

- ◆ 平川市へ出生の届出を行います。
※出生の日から14日以内に届出が必要です。



2 乳児家庭全戸訪問

- ◆ 出生届出後、訪問日の日程調整の電話があります。
- ◆ 乳児家庭全戸訪問時に面談を受けます。
- ◆ 面談の際に申請書とアンケートを記入します。

- ・妊婦支援給付金、にこにこBaby応援金のいずれも所得制限はありません。
- ・支給は申請から約1か月程度かかります。
- ・書類の不備等により後日、ご連絡をする場合があります。
- ・申請時に通帳・キャッシュカード等が必要になります。

お問い合わせ

平川市子育て健康課 子育て世代包括支援係
〒036-0104 平川市柏木町藤山 25 番地 6
☎ 0172-44-1111(内線: 1262・1263・1264)

平日 午前8時15分～午後5時00分
0172-55-5370(直通)